凍結受精卵の保管期間延長に関する同意書

峯レディースクリニック
院長　峯　克也　殿

以下の付帯条項につきまして十分理解しましたので、凍結受精卵の保管期間延長を依頼いたします。

1. 保管期間は、次回の凍結更新予定月末日までの１年間とする。この期間を過ぎて延長手続きのない場合、凍結受精卵の処分権は当該施設に属する。
2. 日本産科婦人科学会会告“胚の保管期間は、夫婦の婚姻の継続期間のみとする”に則り、夫婦が離婚した場合、あるいは夫婦のどちらか片方が死亡あるいは行方不明になった場合、凍結胚は廃棄される。また、女性の生殖年齢を越えての保管延長は行わない。
3. 保管期間終了の告知は当施設からは行わない。延長を希望する場合は、自ら保管期間延長手続き(本同意書の提出および凍結保管料の支払い)を行うものとする。
4. 凍結・融解後の胚の状態によっては治療に使用できないことがある。
5. 地震、火災、異常気象などにより胚が損壊し、やむを得ず保管継続が不可能となることがある。

同意書記入日　　年　　月　　日

住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

夫　署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

妻　署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＊事実婚のカップルには双方の戸籍謄本をご提出いただきます。

説明医師　＿峯　克也＿印

自由が丘 医療法人社団 輝翠会
峯レディースクリニック

2022.4 作成版